

第5次埼玉県国土利用計画骨子（案）

令和4年11月

土地水政策課

目 次

I 県土の利用に関する基本構想	4
1 県土利用の基本理念	4
2 県土利用の現状	4
(1) 地勢	4
(2) 人口・世帯数の推移	4
(3) 土地利用状況の推移	4
3 基本的条件の変化	6
(1) 人口減少と社会経済状況の変化	6
(2) 災害の激甚化・頻発化と新興感染症の発生	7
(3) 都市化の進展と気候変動	7
4 県土利用に関する基本方針	7
(1) 県土利用の課題	7
(2) 県土利用の基本方針	7
5 利用区分別の県土利用の基本方向	8
(1) 農地	8
(2) 森林	8
(3) 原野等	8
(4) 水面・河川・水路	8
(5) 道路	8
(6) 宅地	8
(7) その他	9
II 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	10
1 県土の利用区分ごとの規模の目標	10
(1) 目標年次及び基準年次	10
(2) 目標年次における人口及び世帯数	10
(3) 県土の利用区分	10
(4) 目標面積の定め方	10
(5) 利用区分ごとの規模の目標	11

2	地域別の概要	12
(1)	地域区分の考え方	12
(2)	目標年次における地域別の人口	13
(3)	地域別の土地利用の基本方向	13
Ⅲ	日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要	14
1	措置の概要	14
(1)	計画的かつ有効な県土利用の促進	14
(2)	安心・安全を実現する県土利用の推進	16
(3)	人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進	17
2	計画の効果的な推進と進行管理	18
(1)	国、市町村との連携・協働	18
(2)	県土に関する調査の推進及び成果の普及	18
(3)	指標等の活用による計画の総合的な点検	19

I 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本理念

- ・ 県土は、限られた財産であり、県民の生活、経済活動の共通の基盤。
- ・ 県土利用は、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を目指し、総合的かつ計画的に実施。

2 県土利用の現状

(1) 地勢

- ・ 本県は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地からなる関東のほぼ中央に位置する内陸県。面積は約3798k㎡で国土の約1%。
- ・ 可住地面積の割合は全国で3番目に高く約68%。

(2) 人口・世帯数の推移

- ・ 令和2年国勢調査（令和2年10月1日実施）による本県の人口は、約734万人。平成22年から令和2年までの10年間の増加率は約2.1%。
- ・ 総世帯数は約316万世帯で、平成22年から令和2年までの10年間の増加率は約11.3%。

(3) 土地利用状況の推移

利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの面積及びその面積の県土に占める割合について、第4次埼玉県国土利用計画で定めた基準年次（平成20年）及び目標年次（令和2年）の状況は、次のとおり。

利用区分ごとの県土面積の推移

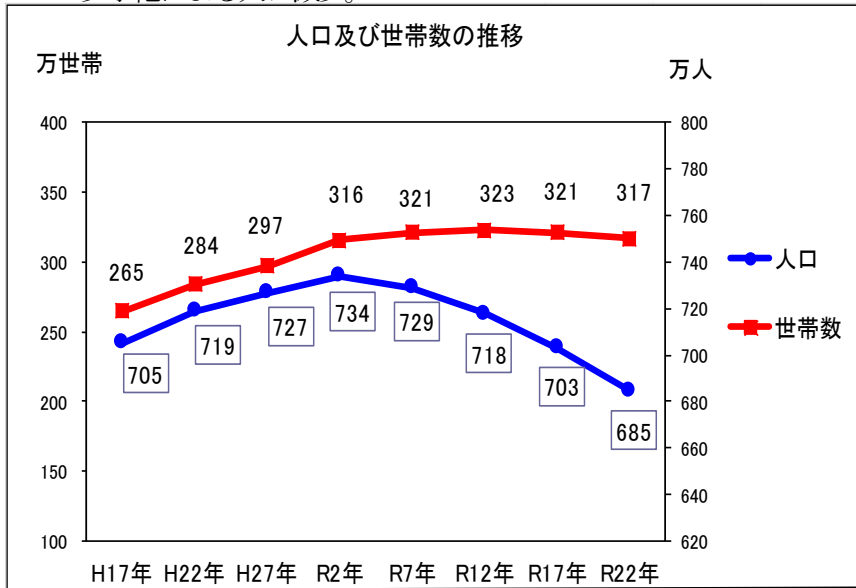
年 区分	平成20年		令和2年	
	面積(km ²)	構成比(%)	面積(km ²)	構成比(%)
農用地	816	21.5	743	19.6
農地	814	21.4	741	19.5
採草放牧地	2	0.1	2	0.1
森林	1,217	32.1	1,199	31.6
原野	0	0.0	0	0.0
水面・河川・水路	191	5.0	191	5.0
道路	328	8.6	342	9.0
宅地	733	19.3	790	20.8
住宅地	499	13.1	541	14.2
工業用地	46	1.2	47	1.3
その他の宅地	188	5.0	202	5.3
その他	512	13.5	533	14.0
合計	3,797	100.0	3,798	100.0

注 県土面積の合計は、平成22年3月1日に行われた深谷市と群馬県太田市との境界変更により、現在は3,798km²となっている。

3 基本的条件の変化

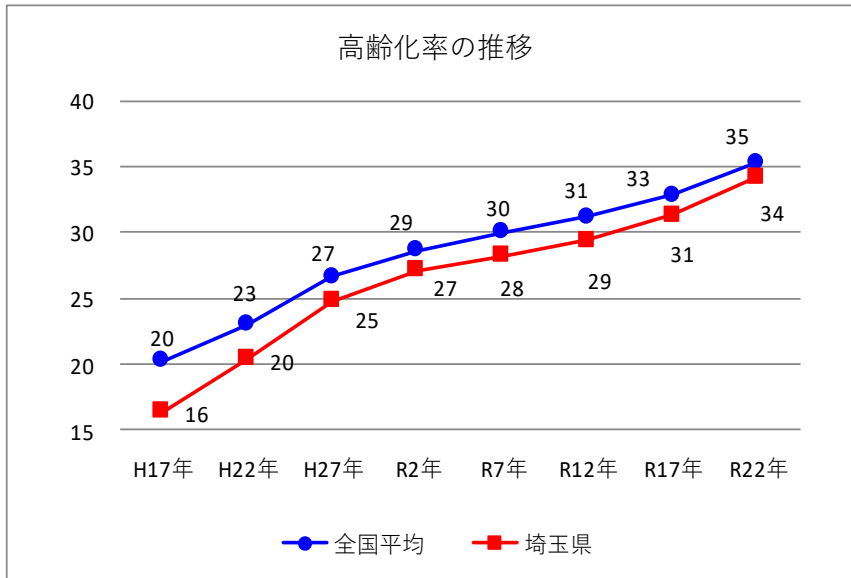
(1) 人口減少と社会経済状況の変化

- ・ 少子化による人口減少。



資料：平成 17、22、27、令和 2 年の人口及び世帯数は国勢調査（総務省）による実績値
 令和 7、12、17、22 年の人口は 5 年計画による推計値
 令和 7、12、17、22 年の世帯数は 5 年計画及び国立社会保障・人口問題研究所による平均世帯人員推計値を用いた計算値

- ・ 令和 1 2 年にかけて全国一速いスピードで後期高齢者が増加。



資料：平成 17、22、27、令和 2 年の人口及び世帯数は国勢調査（総務省）による実績値
 令和 7、12、17、22 年の人口及び世帯数は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

- ・ 人口の地域的な偏在の進行と地域コミュニティの衰退。
- ・ 人口減少による開発圧力の低下。

- ・ 未利用地、空き家、所有者不明土地等の増加による土地利用の効率の低下。
- ・ 高速道路網の充実に伴う産業適地としての優位性の向上。
- ・ 感染症拡大の危機対応等により、デジタル技術活用が拡大。

(2) 災害の激甚化・頻発化と新興感染症の発生

- ・ 令和元年東日本台風など激甚化・頻発化する自然災害。
- ・ 切迫する首都直下地震等の大規模地震。
- ・ 災害リスクの高い地域に人口と資産が集中。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の新たな脅威の出現。

(3) 都市化の進展と気候変動

- ・ これまでの人口増加により都市化が進展し、農地・森林が減少。
- ・ 地球温暖化の進行による気候変動。
- ・ カーボンニュートラル実現への社会的要請。
- ・ 良好な自然環境の喪失に伴う生物多様性の減退。

4 県土利用に関する基本方針

(1) 県土利用の課題

- ア 県土は限られた財産であり、適正かつ有効に利用していくことが必要。
- イ 台風・豪雨などの激甚化・頻発化する災害、切迫する首都直下地震、新興感染症などの脅威に備えていくことが必要。
- ウ 人口減少や高齢化の進行による社会構造の変化や地球温暖化など環境問題が顕在化する中、より良い姿で次世代に県土を引き継いでいくことが必要。

(2) 県土利用の基本方針

SDGsの基本理念に沿ったあらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指す。

ア 計画的かつ有効な県土利用

- ・ 都市機能は中心部に集積し、郊外への市街地拡散を抑制し、農地や森林から、住宅地や工業用地などへの土地利用転換は慎重な配慮の下で計画的に実施。
- ・ 農地の集積・集約化による荒廃農地の発生防止及び解消と水源のかん養など多様な機能を持続的に発揮する森林の整備・保全。
- ・ 未利用地、空き家、所有者不明土地等の有効利用の促進。

イ 安心・安全を実現する県土利用

- ・ 流域治水など全関係者が協働して対処する防災・減災対策の実施。
- ・ 農地の保水・遊水機能、森林の保水機能を保全。
- ・ 災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限。

ウ 人と自然が調和し、持続可能な県土利用

- ・ 生物多様性の確保や生活環境と自然環境の調和による豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用。
- ・ コンパクト、スマート、レジリエントな要素を含む持続可能なまちづくり。
- ・ 農業の競争力強化による農地の保全と木材利用の促進による森林の整備・保全。
- ・ 人口減少下における県土の適正な管理。

5 利用区分別の県土利用の基本方向

(1) 農地

- ・ スマート農業や農業経営の法人化の推進、県産農産物の収益力の強化。
- ・ 計画的な土地利用による優良農地の確保、荒廃農地の発生の抑制。
- ・ 農業生産の担い手の育成・確保。

(2) 森林

- ・ 多様な機能を持つ森林の適切な整備と保全。
- ・ 自然と文化が共存する貴重な緑地空間としての里山や平地林の整備と保全。
- ・ 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大。

(3) 原野等

- ・ 採草放牧地など自然環境に応じた保全と適正な利用。

(4) 水面・河川・水路

- ・ 水面は、給水機能及び親水機能を有するため、極力保全。
- ・ 河川は改修を推進するとともに、雨水の河川への流出を抑制。
- ・ 水路は、農業用排水路の整備に必要な用地を確保。

(5) 道路

- ・ 道路の整備は、公共・公益施設の収容機能、災害防止機能、環境保全等に配慮しつつ、安全性、快適性、防災性を向上。
- ・ 農道及び林道については、自然環境の保全に配慮。

(6) 宅地

ア 住宅地

- ・ 災害リスクの高い地域での整備を適切に制限。
- ・ 新たな住宅地は適正な規模と場所に誘導。
- ・ 土地利用の高度化、未利用地及び既存住宅ストックの有効活用。

イ 工業用地

- ・ 高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺に、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に推進。
- ・ 雇用の創出をはじめとする地域に貢献できる産業団地の整備。

ウ その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

- ・ 市街地の再開発などによる土地利用の高度化。
- ・ 新たな商業施設は市街地に誘導し、郊外への大規模集客施設の立地は抑制。
- ・ 公共施設は中心部での立地促進により、災害時の拠点としての機能等を確保。

(7) その他

- ・ 市街化区域内の未利用地は、宅地や商業施設として活用。
- ・ 再生可能な荒廃農地は、農地としての活用を積極的に促進。
- ・ 所有者不明土地の有効利用の促進。

Ⅱ 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

- ・ 本計画の目標年次は令和15年。基準年次は令和2年。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

- ・ 人口と世帯数については、令和15年において、それぞれ約709万人、322万世帯と予測。

(3) 県土の利用区分

- ・ 県土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分。

(4) 目標面積の定め方

- ・ 県土の利用区分ごとの規模に関する過去から現在までの変化の状況から目標年次における規模を推計。なお、推計にあたっては、県の将来推計人口等の社会情勢の変化の予測や県の各分野の各種計画等を勘案。

(5) 利用区分ごとの規模の目標

年 区分	令和2年		令和15年	
	面積(km ²)	構成比(%)	面積(km ²)	構成比(%)
農地	741	19.5	702	18.5
森林	1,199	31.6	1,190	31.3
原野等	2	0.1	2	0.1
水面・河川・水路	191	5.0	191	5.0
道路	342	9.0	345	9.1
宅地	790	20.8	809	21.3
住宅地	541	14.2	551	14.5
工業用地	47	1.3	50	1.3
その他の宅地	202	5.3	208	5.5
その他	533	14.0	559	14.7
合計	3,798	100.0	3,798	100.0

2 地域別の概要

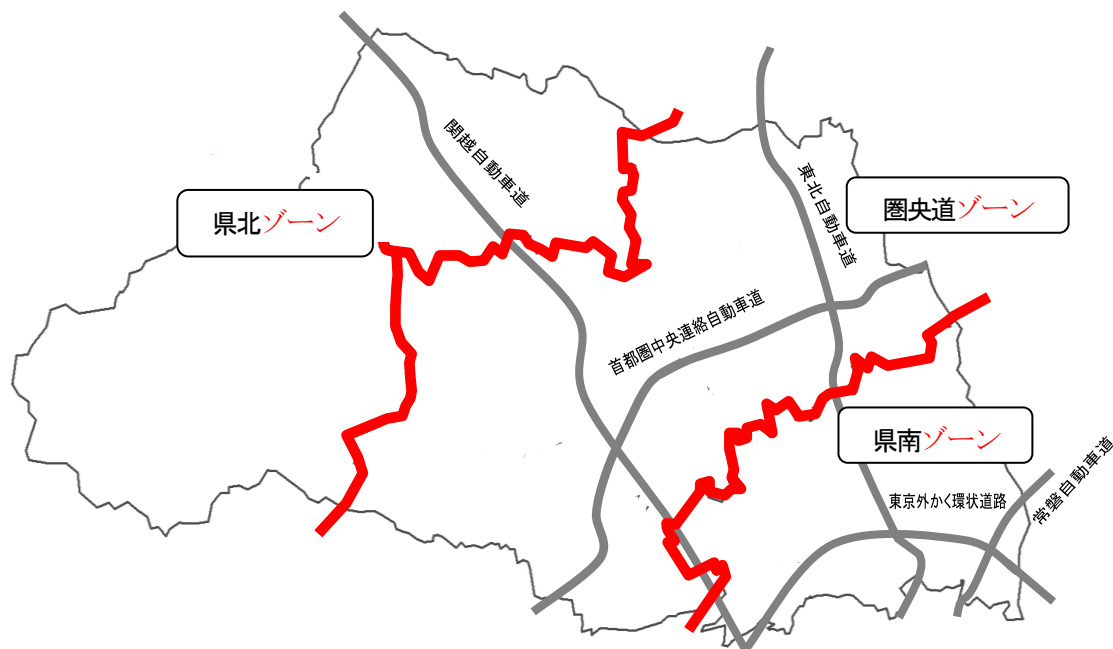
(1) 地域区分の考え方

- ・ 地域は、埼玉県5か年計画の地域区分との整合を図り、県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンの3ゾーンとする。

第5次埼玉県国土利用計画における地域区分

地域区分	市 町 村 名
県南ゾーン	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、松伏町（16市2町）
圏央道ゾーン	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、杉戸町、東秩父村（20市12町1村）
県北ゾーン	熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町（4市8町）

第5次埼玉県国土利用計画における地域区分図



(2) 目標年次における地域別の人口

- ・ 令和15年における地域別の人口は、県南ゾーンでは約405万人、圏央道ゾーンでは約251万人、県北ゾーンでは約53万人と予測。
- ・ 令和15年における地域別の世帯数は、県南ゾーンでは約184万世帯、圏央道ゾーンでは約114万世帯、県北ゾーンでは約24万世帯と予測。

(3) 地域別の土地利用の基本方向

ア 県南ゾーン

- ・ 人口密度が高いことを踏まえた大規模な地震などに対する防災機能の向上。
- ・ 防災上課題のある住宅密集地は、道路整備や公園緑地のオープンスペースの確保による改善。
- ・ 都市近郊の立地条件を活かした収益性の高い農業の推進による農地の有効活用。
- ・ 農業体験や都市住民との交流の取組などにより、見沼田圃や三富新田などの優れた歴史的景観を保全。
- ・ 工業用地の開発需要については、東京外かく環状道路、東北自動車道及び常磐自動車道のインターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺に誘導。

イ 圏央道ゾーン

- ・ 武蔵野の平地林などの緑豊かで都市と田園が共存する住環境。
- ・ 都市機能や居住を中心部や生活拠点に集積。
- ・ 水害などに対する防災機能の向上。
- ・ 農業基盤整備を計画的に実施することにより生産性を高め、農地を有効活用。
- ・ 農業体験や都市住民との交流の取組などにより、三富新田などの優れた歴史的景観を保全。
- ・ 工業用地の開発需要については、圏央道、関越自動車道及び東北自動車道のインターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺に誘導。

ウ 県北ゾーン

- ・ 大雪や土砂災害など地域特有の災害に対する防災機能の向上。
- ・ 生活を支える路線バスの維持・確保により市街地周辺の既存集落や農山村部の地域コミュニティを維持。
- ・ 農地については、利用集積を進めるとともに、農業基盤整備を計画的に実施することによる生産性の向上と保全。
- ・ 農産物加工体験や観光農園など地域資源を生かした多彩なツーリズムの促進。
- ・ 森林については、木材生産の低コスト化や県産木材の利用促進。
- ・ 都市住民などと連携した県民参加の森づくりによる森林の整備・保全。
- ・ 工業用地の開発需要については、関越自動車道のインターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺に誘導。

Ⅲ 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要

1 措置の概要

(1) 計画的かつ有効な県土利用の促進

ア 利用区分別の有効利用の促進

(7) 農地

- ・ スマート農業技術の開発・実証・普及による生産性の向上や県産農産物のブランド化、6次産業化による農産物の高付加価値化を支援。
- ・ 農業基盤の計画的整備による生産性の向上や、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化を推進。
- ・ 新規就農者への支援強化、農業大学校などによる次代を担う新規就農者の確保・育成。

(イ) 森林

- ・ 適切な森林整備や林業の担い手の育成などによる森林の整備・保全。
- ・ 地域制緑地の指定、緑のトラスト運動等の推進による身近な緑の保全・創出。
- ・ スマート林業技術の導入・普及による生産性向上や公共施設や民間住宅などでの県産木材の利用拡大。

(ウ) 原野等

- ・ 貴重な自然環境を形成しているものは保全。
- ・ その他の原野及び採草放牧地は適正に利用。

(エ) 水面・河川・水路

- ・ 水面・河川・水路は、生態系の維持等に必要な水量の確保や水質の監視。
- ・ 河川改修や調節池、下水道雨水幹線、都市下水路の整備などによる浸水被害の軽減及び流域における雨水貯留浸透施設などの整備による浸透機能や保水機能の確保。
- ・ 民間事業者等のアイデアやノウハウをもとに、河川や調節池において水辺空間を利用したカフェやイベントスペースなどを創出。

(オ) 道路

- ・ 幹線道路の未整備部分であるミッシングリンクの解消による道路網の多重化。
- ・ 電線類の地中化、屋外広告物の適正化等による災害時におけるライフラインの確保、歩道におけるバリアフリー化。
- ・ 鉄道との立体交差化や鉄道の高架化の実施、交差点改良や歩道及び自転車レーンの設置等の道路用地の更なる有効利用の推進。

(カ) 宅地

a 住宅地

- ・ 災害リスクの低い地域への公共施設等の立地により住宅等も災害低リスク地域へ誘導。
- ・ 新たな住宅地は市街地に誘導し、都市基盤の不十分な地域への拡散を抑え、農地・森林等からの転用を抑制。
- ・ 未利用地の有効活用や空き家等の解消による地域の住環境の改善及び既存住宅の耐震化。

b 工業用地

- ・ 質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に推進。
- ・ 圏央道ゾーン及び県北ゾーンなどで、開発の進展が見込まれる地域は豊かな自然や景観、農用地や森林との調和を図った産業基盤を整備。
- ・ 産業団地の整備により県外から企業立地ニーズを満たし、地域の振興や新たな雇用を創出。

c その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

- ・ 中心市街地は、高齢者や障害者にも配慮しつつ、土地の高度利用を図り優しいまちづくりを推進。
- ・ 大規模商業施設等の市街化調整区域などへの立地を抑制。
- ・ 公共施設や公園緑地などの適切な配置により、災害時の避難場所や地域コミュニティの交流の場を創出し、周辺の景観や環境を向上。

(キ) その他

- ・ 市街化区域内の未利用地は、立地適正化計画による既成市街地への居住・施設誘導、再開発事業等により宅地化や高度化して活用。
- ・ 再生可能な荒廃農地は農業委員会など関係機関と連携の下、農地としての活用を積極的に促進。
- ・ 国と市町村と連携した所有者不明土地の有効利用の促進。

イ 産業集積に必要な基盤づくり

- ・ 新たな企業立地が見込まれる地域においては、地域特性を生かした産業集積を支援。
- ・ 今後、産業の集積が予測される地域は、計画開発を基本に、秩序ある産業基盤づくりを推進。
- ・ 周辺の豊かな田園環境と調和した緑地を創出。

ウ 土地利用転換を行う上での適正な調整

- ・ 土地の利用転換の不可逆性と影響の大きさに留意し、土地の利用状況や自然的社会的条件を勘案し、適正に実施。

- ・ 都市計画法第34条区域指定制度は災害リスクを考慮した慎重な運用。
- ・ 再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理。

(7) 農地の土地利用転換

- ・ 食料生産の確保、農業経営の安定及び自然環境などへの影響に配慮。
- ・ 無秩序な転用を抑制し、優良農地及び良好な営農環境を確保。

(4) 森林の土地利用転換

- ・ 森林資源の計画的な利用と林業経営の安定性に留意。
- ・ 県土の保全、水源のかん養、環境保全及び保健休養などの公益的機能の確保に十分配慮。

(ウ) 大規模な土地利用転換

- ・ 影響が広範囲のため事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全と景観の調和などに配慮し、適正な土地利用を確保。
- ・ 住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応。
- ・ 市町村の基本構想などの総合的な計画、公共施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合。

(2) 安心・安全を実現する県土利用の推進

ア 埼玉版流域治水の推進

- ・ 河道や砂防関連施設の整備などを集中的に行う「防災力」とともに水害リスク情報の充実などの「減災力」も高める施策を、全関係者が協働して進める「流域治水」を推進。
- ・ 避難に役立つ情報の配信や、防災・減災まちづくりのための水害リスク情報の充実。
- ・ 雨水浸透ますなどの流域貯留浸透施設の整備や既存の土地が持つ保水力を保全する流域対策を踏まえた土地利用。

イ 防災機能の向上

- ・ 緊急輸送道路等における無電柱化、既存建築物の耐震化、防災拠点となる公園等の活用による避難地、避難路の整備。
- ・ 電気、ガス、上下水道、通信、交通などのライフラインの多重化・多元化の推進。

ウ 安定的な水資源の確保などによる総合的な水利用対策

- ・ 水資源の安定的な確保。
- ・ 水の効率的かつ有効的な利用。
- ・ 地下水の適正利用、雨水・再生水の活用、節水意識の普及啓発など健全な水循環の構築による総合的な水利用対策を推進。

エ 森林の有する諸機能の向上

- ・ 森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能を向上させ、森林を適正に維持管理。
- ・ 山地災害発生の可能性が高い地区の把握に努め、流域の関係機関との連携や地域における避難体制を整備。

(3) 人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進

ア 埼玉版スーパー・シティプロジェクト等の推進

- ・ 「コンパクト」、「スマート」、「レジリエント」の要素を含む持続可能なまちづくりを市町村と連携して推進。
- ・ 地方の魅力をそのままに、都市機能の利便性と可能性を有する「デジタル田園都市」の導入を図るなどスマートなまちづくりを促進。

イ みどりの保全・創出と川との共生

(ア) みどりの保全・創出

- ・ 「彩の国みどりの基金」や「さいたま緑のトラスト基金」を活用した森林の再生や身近な緑の保全創出事業の推進。
- ・ みどりの再生のシンボル「春日部夢の森公園」の県民参加による取組を推進。
- ・ 市町村や事業者が実施する緑化や園庭等の芝生化に対する助成、みどりの担い手の育成と活動支援。

(イ) 川との共生

- ・ 川との共生や保全に取り組む川の国応援団への活動支援。
- ・ 自発的・継続的な活動が県民・団体・企業の連携のもとで持続して行われるように県が支援していく「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」の推進。
- ・ 民間事業者等のアイデアやノウハウをもとに、河川や調節池において水辺空間を利用したカフェやイベントスペースなどを創出（再掲）。

ウ 人と自然が調和する持続可能な県土利用

(ア) 多様な自然環境の保全

- ・ 公有地化や厳格な土地利用規制などによる原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域などの適正な保全。
- ・ 適切な農林業活動や民間などによる保全活動の促進など、里山の自然環境の維持・形成。
- ・ 自然の特性に応じた自然とのふれあいの場の確保と自然資源を生かしたエコツーリズムの推進。

(イ) 生活環境の保全

- ・ 大気汚染、騒音、悪臭等の周辺対策。
- ・ 住宅地周辺では、生活環境への影響に配慮した工場・事業所の計画及び操業を推進。
- ・ 用途の混在による環境の悪化防止のため、用途区分に応じた適正な土地利用への誘導。

(ウ) 水質・土壌環境対策

- ・ 水質、水量、水生生物などの水環境への負荷の低減などによる健全な水循環系の構築。
- ・ 土壌汚染の防止など地下水及び地下水脈の保全。
- ・ 土壌汚染の適切な調査や対策の推進による被害の防止。

(エ) 循環型社会の形成

- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を一層促進し、持続可能な資源利用を推進する。
- ・ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底。

(オ) カーボンニュートラルの実現

- ・ 二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑を適切に保全・整備。
- ・ コージェネレーションシステムや燃料電池によるエネルギーの効率的利用及び太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大及びその適切な設置・管理。
- ・ 公共交通機関の整備や円滑な交通体系の構築やEV・PHVなど電動車の普及促進などによる低炭素型物流体系の形成。

(カ) 環境影響評価等の推進

- ・ 環境影響評価制度の適切な運用。
- ・ 適切な環境配慮を促進し、土地利用を適正化。

(キ) 人口減少化における県土管理

- ・ 人口減少下では、県全域において同一の管理水準を維持していくことは困難。
- ・ 特に中山間地域における地域の実情に応じた管理手法や水準を検討・計画し、適切な維持管理を継続。

2 計画の効果的な推進と進行管理

(1) 国、市町村との連携・協働

- ・ 市町村と連携・協働し、適切な役割分担の下、本計画と連動。
- ・ 本計画の推進に当たり、法律や国の制度改正が必要不可欠な場合には、国に対して提案又は要望等を実施。

(2) 県土に関する調査の推進及び成果の普及

- ・ 地籍調査、地価調査など県土に関する基礎的な調査の推進と総合的な利用。
- ・ デジタル技術を活用し、土地利用の動向や本計画の進捗などについて、県民にわかりやすく情報提供。

(3) 指標等の活用による計画の総合的な点検

- ・ 各種の指標等を活用した検証。
- ・ 本計画期間中に埼玉県国土利用計画審議会で総合的な点検及び評価の実施及び施策への反映。